

竹原市生ごみ処理容器購入補助金について

○交付対象等

- ・市内に住所がある方（世帯主）で、市税の滞納がないこと
- ・電動生ごみ処理容器を購入し、自らの家庭で使用する

※コンポスト等電動でない生ごみ処理容器は対象外

○補助金額

購入金額（消費税込）の2分の1【上限額20,000円、100円未満の端数切捨て】

※送料や保証料等、本体価格以外は対象外

○補助金申請期間

4月1日から当該年度の2月末日まで

○補助金申請手続きの流れ

① 申請書類の提出【購入前に申請すること】

補助金交付申請書（様式第1号）と添付書類を市役所（市民課生活環境係）へ提出する。

- ◎添付書類
- ・購入予定の商品（メーカー、型式）がわかるカタログ等
 - ・見積書等（購入予定金額、電動生ごみ処理容器の名称、型番、販売者の名称が分かるもの）
 - ・返信用封筒（補助金交付決定通知書を受け取りに来庁できない場合）

※購入後の申請は補助対象外ですので、必ず購入前に申請してください。

② 補助金の交付決定

市役所が申請書類を審査し、補助金交付決定の連絡を受けたら、補助金交付決定通知書を受け取りに来庁する。（来庁できない場合は、申請書類に返信用封筒を添付してください。）

③ 電動生ごみ処理容器を購入

※インターネット等で購入すると領収書が発行されない場合があります、領収書がないと、補助金の交付対象外となりますので、ご注意ください。

④ 実績報告書類の提出【交付決定後90日以内または当該年度末のどちらか早い日まで】

補助金実績報告書（様式第4号）、添付書類、補助金請求書（様式第6号）を市役所へ提出する。（補助金交付決定通知書に添付しています。）

- ◎添付書類
- ・生ごみ処理容器使用実績表（30日分の使用実績を記入）
 - ・領収書の写し（申請者の氏名、購入年月日、購入金額、電動生ごみ処理容
器の名称、型番、販売者の名称が分かるもの）
※インターネット等で購入すると領収書が発行されない場合があります、領収書
がないと、補助金の交付対象外となりますので、ご注意ください。
 - ・委任状（申請者と振込先の口座名義が異なる場合）
 - ・返信用封筒（補助金確定通知書を受け取りに来庁できない場合）

※提出期限を過ぎると補助金が失効しますので、ご注意ください。

⑤ 補助金の確定

市役所が実績報告書類を審査し、補助金確定の連絡を受けたら、補助金確定通知書を受け取りに来庁する。（来庁できない場合は、実績報告書類に返信用封筒を添付してください。）

⑥ 補助金の振り込み（補助金確定から1か月内）

補助金請求書（様式第6号）に記載の指定口座に補助金が振り込まれます。

○その他

- ・販売店の指定はありません。市外の販売店でのご購入も対象になります。
※ただし、送料や保証料等、本体価格以外は対象外です。
- ・補助金は先着順です。予定額になり次第、終了しますので、事前にお問合せください

○申請・お問合せ先

竹原市 市民福祉部 地域づくり課 生活環境係

〒725-8666 竹原市中央五丁目6番28号

TEL：(0846) 22-2279 FAX：(0846) 22-2280